

情報セキュリティ徹底に関する環境省内の総点検について

平成 25 年 8 月 8 日
環境省情報セキュリティ対策本部

1. 今回の事案の問題点

水銀条約第5回政府間交渉委員会に関する環境省関係者による情報のやりとりがインターネット上で閲覧可能となっていた件について、環境省情報セキュリティポリシーに照らした問題点は、以下のとおり。

- ① 閲覧制限をする等の必要な安全管理措置が講じられていなかったこと。
- ② 情報のやりとりが終了した後、情報を削除する等の終了後の措置を講じなかったこと。
- ③ 民間企業が提供する約款によるグループメールサービスを、機密情報を扱う業務に利用した判断の妥当性

こうした事案が生じた背景としては、情報セキュリティに対する環境省職員の認識の甘さがある。

なお、現時点では今回の件が水銀条約の交渉に影響を与えたという事実は確認されておらず、水銀条約は日本政府として満足できる内容の条文案で合意されているが、本来限られた者のみが知りうる情報が外部から閲覧可能であったという事態そのものについては、外交上の我が国の信頼を損ないかねない性質のものであり、厳しく反省する必要がある。

2. 今回の事案に関する関係者の処分

今回の事案は、上記のとおり、環境省の情報セキュリティポリシーに反するものであり、こうした事態を防止すべきであった関係者について処分を行うこととした。

3. 環境省における他の類似事例の調査結果

環境省において、民間企業の提供する約款によるグループメールサービスを業務に利用していた例は、水銀条約関係以外のものとしては、平成 25 年 7 月 9 日段階で、非公開情報を取り扱っていたものが 2 事案あったが、いずれも非公表の設定となっていた。

(注 1) そのほか、広報情報のみの取扱いの案件が 17 事案あった。

(注 2) 上記については、グループメール作成サイトへの環境省からのアクセス記録によっても確認を行った。

4. 今後の再発防止策

(1) 民間企業が提供する約款によるグループメールサービスを機密情報を扱う業務に利用することの禁止

今回の事案は、民間企業が提供する約款によるグループメールサービスを機密情報を扱う業務に利用したことに端を発している。今後は、これを禁止し、環境省セキュリティポリシーを改正して明文化する。

(2) 安全性と業務効率性を両立させる利用環境の確保

(1)を禁止する一方で、セキュリティの確保された代替的な手段を確保することにより、安全性と業務の効率性を両立させる。

- 職員が出張先等から省内メールを安全に閲覧する手段の確保
- 国際会議等におけるメール及び情報共有に係る具体的対応策の確保（当面は、省内システムのメーリングリスト機能をより使いやすくするとともに、現有のファイル共有機能を拡充。将来的には政府全体で検討中のグループメールサービス等を活用。）

(3) 職員教育の徹底

今回のような事案が生じた根底には、環境省職員の情報管理の重要性の認識や情報セキュリティリテラシーの不十分さがある。したがって、(1)(2)のようなシステム面の改善だけでは不十分であり、職員教育の徹底により、環境省職員の情報管理の認識や情報セキュリティリテラシーを大幅に向上させる必要がある。

- 今回の事案を踏まえた特別研修の全職員への実施（機密性情報の取扱い、外部サービス利用時のリスク等の理解を深める）
- 特に情報セキュリティの管理責任者となる幹部職員に対しては、情報セキュリティの専門家による情報セキュリティリテラシー教育を実施
- なりすましメールや標的型メールについての周知・訓練の拡充

(4) 情報セキュリティに係る組織体制の強化等

上記のような情報セキュリティの強化を適切に実施するため、情報セキュリティ部門の体制の拡充を図る。

また、内閣官房情報セキュリティセンターと密接に連携して対応していく。